

新年度のスタートですね。新社会人・新入生の皆さまおめでとうございます！4月に入ってすぐ急な冷え込みがあり、寒暖差が大きい日が続いていますが、桜は長く楽しめそうですので、体調に気を付けて麗らかな春を満喫しましょう🌸

令和7年度税制改正～所得税「基礎控除の特例」追加～

政府が当初国会に提出した令和7年度税制改正法案から「基礎控除の特例」を盛り込んだ形で修正され、31日令和7年度予算が成立しました。税制改正法案が国会審議により修正されるのは異例で29年ぶりとのこと。

103万円の壁は160万円に「基礎控除の特例」

当初改正案は、給与支給額123万円まで（基礎控除58万円+給与所得控除65万円）が所得税非課税という案でしたが、ここに「基礎控除の特例」が加算される事となりました。

給与支給額160万円まで（基礎控除額58万円+加算分37万円+給与所得控除65万円）が所得税非課税となり、扶養控除・配偶者控除の際も給与収入160万円までが控除の範囲内となります。

合計所得金額655万円以下の者の基礎控除の額は年収別に4段階に加算される事になります。

<基礎控除の額>

納税者本人の合計所得金額 2,350 万円以下			納税者本人の合計所得金額 2,350 万円超 (改正無)	
現行	【基礎控除の特例加算後（①から④）】			
	合計所得金額	控除額	合計所得金額	控除額
控除額 48 万円	① 132 万円以下	95 万円	⑥ 2350 万円超 2400 万円以下	48 万円
	② 132 万円超 336 万円以下	88 万円	⑦ 2400 万円超 2450 万円以下	32 万円
	③ 336 万円超 489 万円以下	68 万円	⑧ 2450 万円超 2500 万円以下	16 万円
	④ 489 万円超 655 万円以下	63 万円	⑨ 2500 万円超	0 円
	⑤ 655 万円超 2,350 万円以下	58 万円	※①～④が特例加算分・⑤は加算無し	

弊所優経通信1月号（VOL.156）から「基礎控除の特例」が追加された形です。

ただし、この加算分について、①の合計所得132万円以下加算分37万円（合計基礎控除額95万円）については恒久措置となりますが、②③④については令和7年と令和8年分の時限措置で、令和9年分以後132万円超は加算無しとなり58万円基礎控除額となります。

「特定扶養親族特別控除」については子等の所得123万円以下が対象（1月号で既報の通り）

19歳以上23歳未満の扶養親族（特定扶養親族）については、所得金額85万円以下（給与収入150万円以下）が満額65万円控除となります。

所得金額85万円超123万円以下は所得に応じて段階的に61万円から3万円の控除となります。

源泉事務は現状通り、12月1日以降年末調整で計算

上記の人的控除関係の改正は、令和7年分以後の所得税に適用されますが、源泉徴収事務については現行制度の税額表で毎月の計算を行い、12月に**年末調整**で新制度での計算を行う形となります。

11月30日以前の準確定申告は12月1日以後に更正の請求（死亡日ではなく申告のタイミング）

個人事業主等所得税の確定申告が必要な方が、令和7年中に死亡又は海外に出国する際には準確定申告を行う必要があります。令和7年11月30日以前に令和7年分の準確定申告を行った場合には、現行税制で申告する事となります。

改正制度を適用するには、その後更正の請求を行う事が認められています。（12月1日から5年以内）



「収入」と「所得」

年末調整や確定申告の時期になると、確認される事の多い「所得金額」について取り上げさせていただきます。

今回の税制改正でもポイントとなっております。

個人の所得税を計算する際、その性質に応じて、下記の10種類に区分され、その合計額がその年の「所得金額」となります。

<所得10区分>

・利子所得・配当所得・不動産所得・事業所得・給与所得・退職所得・山林所得・譲渡所得・一時所得・雑所得

所得の種類に応じて計算方法は異なりますが、基本的に

収入から必要経費を引いたものが所得となりますので、

所得 = 利益と考えるとわかりやすいかもしれません。

確定申告書を作成する際は、自分の収入がどれに該当するのかきちんと理解する必要があります。

(例) ・不動産収入-必要経費 = 不動産所得

・事業収入-必要経費 = 事業所得

<給与所得>

収入-給与所得控除 = 給与所得

会社員の場合給与から個人的な経費を計上する事はできませんが、その経費の代わりになるものが「給与所得控除」です。

今回の改正で給与所得控除の最低保証額の引き上げがあり、基礎控除額の引き上げと合わせて所得税非課税の壁が大幅に引き上げられる事となったのです。

給与所得控除は給与に応じて変わりますので、今回 55 万円から 65 万円に引き上げられたのは給与所得控除の「最低保証額」です。給与収入 190 万円以下までが 65 万円の控除となります。190 万円超からは給与収入の増加とともに、段階的に給与所得控除も増える形となります。



保険料率の見直しのタイミングです

令和 7 年度 雇用保険料率に変更となっております。

(一般の事業の場合)

労働者負担 : 5.5/1000 (令和 6 年度は 6/1000)

事業主負担 : 9/1000 (令和 6 年度は 9.5/1000)

給与計算の際に今一度ご確認ください。

全国健康保険協会(協会けんぽ)の健康保険料率および介護保険料率も令和 7 年 3 月分(4 月納付分)から改定されております。組合管掌健康保険については、健康保険組合ごとに保険料率が決定されます。変更内容や変更時期はご加入の健康保険組合にご確認ください。

振替納税に注意

確定申告の際に振替納税を選択された方は以下の日程で指定口座から引落しになります。

残高不足等で引落しがされなかった場合、本来の法定納期限(所得税は令和 7 年 3 月 17 日、消費税は 3 月 31 日)からその後実際に納付した日までの延滞税がかかりますのでご注意ください。(一部免税あり)

納期等の区分	納期限(法定納期限)	振替日
所得税確定申告	令和 7 年 3 月 17 日(月)	令和 7 年 4 月 23 日(水)
消費税確定申告	令和 7 年 3 月 31 日(月)	令和 7 年 4 月 30 日(水)



※スタッフブログ※

弊所ホームページにて、事務所スタッフによるブログを公開しております。税務にまつわる話や日常のできごとなどを掲載しておりますので、ぜひお気軽にご覧ください。http://www.uk-g.co.jp/blog/



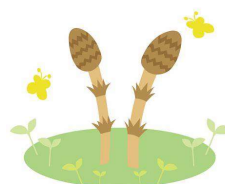
優経税理士法人

～(経済産業省認定)経営革新等支援機関です～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp 🌐http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽に
お問い合わせください。
スタッフ一同、心より
お待ちしております。